

○総務省訓令第 号  
 高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令  
 高周波利用設備許可関係審査基準（平成13年総務省訓令第77号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>[第1条～第3条 略]</p> <p>(通信設備関係)</p> <p>第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(6) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備は、<u>別紙</u>に定める条件に適合するものであること。</p> <p>(7) 実験用電力線搬送通信設備については、<u>免許規則別表第9号</u>第2注23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第64条の2の規定に照らして適切と認められるものであること。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>(通信設備以外の設備関係)</p> <p>第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>(1) 第4条第1号の規定は、<u>通信設備以外の設備</u>の設置場所の審査をする場合に準用する。</p> <p>(2) <u>通信設備以外の設備</u>の高周波発生装置については、次の条件のほか、第4条第2号ア(イ)の規定を準用して審査を行うものとする。</p>	<p>[第1条～第3条 略]</p> <p>(通信設備関係)</p> <p>第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(6) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備は、<u>別紙1</u>に定める条件に適合するものであること。</p> <p>(7) 実験用電力線搬送通信設備については、<u>免許規則別表第6号</u>第2注23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第64条の2の規定に照らして適切と認められるものであること。</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(通信設備以外の設備関係)</p> <p>第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>(1) 第4条第1号の規定は、<u>通信設備以外の設備</u>（以下「設備」という。）の設置場所の審査をする場合に準用する。</p> <p>(2) <u>設備</u>の高周波発生装置については、次の条件のほか、第4条第2号ア(イ)の規定を準用して審査を行うものとする。</p>

ア 周波数は、原則として ISM（産業科学医療）用周波数とし、それ以外の周波数は、特にその必要性が認められるものであること。

[イ 略]

[(3) 略]

(4) 通信設備以外の設備の安全施設は、施行規則第 48 条、第 49 条又は第 50 条に規定する条件に適合するものであること。

(5) 通信設備以外の設備からの漏えい電界強度が、設備規則第 65 条に規定する値に適合するものであること。

[(6) 略]

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第 9 号第 2 注 23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 66 条の規定に照らして適切と認められるものであること。

[ア～エ 略]

[別紙（第 4 条関係） 略]

ア 周波数は、原則として ISM用周波数とし、それ以外の周波数は、特にその必要性が認められるものであること。

[イ 同左]

[(3) 同左]

(4) 設備の安全施設は、施行規則第 48 条、第 49 条又は第 50 条に規定する条件に適合するものであること。

(5) 設備からの漏えい電界強度が、設備規則第 65 条に規定する値に適合するものであること。

[(6) 同左]

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第 6 号第 2 注 23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 66 条の規定に照らして適切と認められるものであること。

[ア～エ 同左]

[別紙（第 4 条関係） 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。